

第2回兵庫県住宅再建共済制度のあり方検討会議事録

(座長)

第1回検討会の意見では、この制度は廃止してもよいという選択肢も示された。まず、この制度の必要性について意見をいただきたい。存続が必要との認識のもとで議論を進めることについて、どう思われるか。

(各委員からの異議なし)

(座長)

異議はなかったので、存続の方向で進める。それでは、続いて、財政的リスクとその対応策、試算結果、共済契約の取扱いについて、意見をいただきたい。

(委員)

制度を作った以上、県民との信頼性を保護する必要がある。信頼の保護という観点から言うと、前回検討会でも言ったように、たとえ財政的に超過したとしても、払うものは払うというのは、政治的判断として選択肢になり得る。

(委員)

共済給付金の年平均期待値は、一番多くなるパターンで5億4千万円。毎年の積立額は8億円程度であるため、積立額が年平均期待値を上回っており、かなりリスクは低い。一方で、南海トラフ巨大地震が発生した場合には、1,473億円の共済給付金が必要となるという試算も示されており、一時的には給付金が巨額になる可能性がある。この点をどう評価すればよいか。

政治的判断としては、自治体が財政負担をしてまで、共済制度を維持する必要性は低いと思う。

理由の一つは、共済は助け合いの制度であるとはいえ、任意性が高く、受益者が限定される点である。

もう一つは、地方自治体は国と比べて、徴税や公債発行等において財政制度上の制約が存在する点である。

兵庫県でこの共済制度が破綻するような地震が発生した場合、おそらく県の大部分が被災していると考えられる。その際には、兵庫県の財政で負担する余裕はなく、国全体で対応せざるを得ない。共済制度が破綻した際に、自治体が自ら財政負担してまで責任を持つ必要はなく、共済積立金の範囲内で県民のためになる制度として運用していくべきではないか。

(事務局)

年平均期待値は、一定の期間内に発生する確率があるとされたすべての地震と風水害を平均して、1年間に必要となる給付金を試算したものである。

あくまで確率論であり、平均的に発生すれば5億4千3百万円あれば支払可能であるが、一度に大きな被害が発生すれば不足する可能性はある。

(委員)

この制度を維持するのであれば、一定のリスクを覚悟せざるを得ないと思う。再保険制度は用いておらず、限度額も設定されていないので、大規模な地震が明日起れば制度は破綻し、借入を行う仕組みである。これまでその前提で運用してきている。もし、それを受け入れられないのであれば、制度を廃止するという選択肢がある。もう一つは、安全サイドに立って限度額を設定することが考えられる。例えば、積立額143億円を限度額とすれば、借入は不要となる。

リスク覚悟での継続、廃止、安全策の設定のいずれかを決断する必要がある。

(委員)

給付金所要額が積立資産を上回った場合の借り入れは、その時点で銀行が貸してくれるのかという現実的な問題がある。制度継続にあたって、今後も銀行からの借り入れで対応するのなら、いざというときに対応できるよう、あらかじめ一定の融資枠を確保する契約を結んでおくことをお勧めする。

(委員)

一度に大きな地震が起こった時に、赤字を避けるには、給付限度額を設定せざるを得ないと思う。家計地震保険でも、一度に大きな地震が起こった際の限度額は定められており、前例がないわけではないので、加入者の理解も得られるかもしれない。

(委員)

私も支払限度額の設定が現実的な選択ではないかと思う。この時に、地震災害と風水害を分けて設定することはできないのだろうか。地震と風水害では災害の規模が違うと思うので、可能であればその点も含めて検討してもらいたい。

(委員)

家計地震保険では総支払限度額が設定されているが、これまで発動されたことはない。実際に発動した場合は、対応は非常に大変である。

まず、給付金が請求される過程で総支払額が限度を超えることが分かった場合、既に支払った人から返還を求める必要が生じるかもしれない。また、当初から限度額超過が見込まれる場合には、支払いの停止や半額までの概算払いといった判断をしなければならない。そのうえで、最終的な精算については請求期限の経過後となり、被災者の早期復旧の妨げになる可能性がある。

限度額設定は、加入者との関係を考慮すると、あまり現実的ではなく、再保険を利用することが最も現実的な方法であると思う。兵庫県には現在約143億円のファンドがあるので、

例えば、100 億円までは県で負担し、それを超える場合には再保険を利用するという方法が考えられる。再保険の上限設定額は相手次第であるが、一度検討してもいいのではないかなと思う。

（委員）

再保険のマーケットは非常に変動が大きいので、できればあまり関わらない方がいいと思う。例えば、家計地震保険においては、海外の再保険会社ではマーケットの変動が加入者の保険料に大きく影響することから、鎖国型の仕組みとし、政府が再保険を担っている。再保険を利用する場合は、こうしたリスクを考慮する必要があると思う。

（委員）

加入者はフェニックス共済に加入することで、国の公的支援に加えて給付を受けられる安心感が得られ、実際に助かるという期待で加入している。

再保険をリスク回避の手段として活用するなど民間保険会社と同様に対応するのであれば、自治体がこの制度を継続する意味がなくなる。フェニックス共済だけでは住宅再建はできないが、加入者にとっては、民間の共済や保険制度と組み合わせることで、住宅再建の助けとなる経験の中で、引き続き加入している。

この制度を創設してきた経緯や、自治体が運営することの意味をどのように考えるかで対応が決まるのではないかな。

（委員）

仮に県民全員が加入すれば、非常に良い助け合いが実現されるような気がする。他の都道府県では取り入れられていないが、助け合いの精神による県民の共済であることを積極的に発信してほしい。

加入率が上がれば積立も増え、助け合いがより容易になる。地理的に県全体が被災することはないだろうから、加入率のアップに繋がれば、良い方向で制度を継続できるのではないかな。

（委員）

自治体は政府に比べて金融政策の手段が限られているため、再保険を現実的に活用するには民間に任せるしかない。その場合、相応の金融知識や手数料が必要となり、大変そうであるとの印象を受けた。

制度を続けるべきか否かの前に、再保険の活用可否や財政負担を負うのか否かといったことを考えたうえで、現実的に取り得る対応策がフェニックス共済にとって意義があるかを検討するべきではないかな。

（委員）

風水害は、昨今非常に激甚化・多発化していることから、給付金所要額の試算結果が今後

変わっていく可能性がある。

仮にこれを前提に見直していくのであれば、約款を適時に変更することは可能か。

（委員）

法律的には、要件を満たせば適時の変更は可能。

積立資産をベースに支払限度額を設定するのであれば、資産額に連動して自動的に変更されることも考えられる。現実的な変更の可否は、その内容に応じて判断していくものと考えられる。

（事務局）

支払限度額を設定する場合は、これにより実際に給付金を削減するか否かは、災害発生後の被害状況に応じて判断することになる。実際の設定額や約款にどのように記載するかについて検討が必要である。

（委員）

起こり得る災害に対し、どの程度資金を準備しておくか検討するには、確率論とはいえ、データに基づく試算結果を説得力があるものとして活用できると思う。

（委員）

県民の理解を得られるかは分からないが、一つの災害に対して、限度額を資産額未満に設定することも検討に値すると思う。仮に限度額を超えるような大きな地震が発生したら、支払いを一旦停止し、請求期限が経過した5年後に支払うことになる。その間に発生する地震や風水害に対しては、資産額と限度額の差額の中から支払いができる。

なお、この限度額設定に加えて再保険を活用すれば、限度額を超えて給付することができ、県民に対してもう少し大きなファンドを提示できる。

（委員）

リスクが想定範囲を超えた場合は、限度額を設けることは考えられる。

南海トラフ地震を前提に算定すると、高額な負担金となり加入してもらえない可能性があるため、低廉な負担金ですぐに支給される仕組みを維持しつつ、給付金所要額が想定範囲を超える場合に、限度額を設ける考え方もあるのではないかと。

（委員）

検討会の議論を伺うと、様々な方法を考えたうえで、共済制度を維持しながら、可能な限り給付金を支払おうという方向性に向かっている。その選択肢の一つとして、限定的に支払う場合に、どのように対応するかは検討の余地がある。

被災者支援の立場からすると、県民に対する信頼を維持していくことが大事ではないかと思う。